

# 「宿泊旅行統計調査」の層化基準見直しに伴う変更点について (2026年(令和8年)1月分調査より)

## 1. 見直しに伴う変更点

従来の層化基準は、宿泊施設の「従業者数」で区分し延べ宿泊者数の推計を行っていたが、より統計精度の高い調査を実施するため見直しを行い、2026年(令和8年)1月分調査より「従業者数」から「客室数」に変更。

## 2. 具体的内容

- ・「従業者数5区分」から「客室数6区分」へ変更。
- ・客室数20室以上の宿泊施設においては悉皆調査、20室未満については標本調査を実施。
- ・標本層について、変更前は従業者数から抽出率を設定していたが、今回の見直しに伴い、都道府県ごとに抽出率を設定。

### 【層化基準の変更点】

2025年12月以前の層化基準(旧)			2026年1月以降の層化基準(新)		
標本抽出率	区分	施設の従業者数	標本抽出率	区分	施設の客室数
悉皆層	第5区分	100人以上	悉皆層	第6区分	200室以上
	第4区分	30~99人		第5区分	100~199室
	第3区分	10~29人		第4区分	40~99室
標本層	1/3	第2区分		5~9人	第3区分
	1/9	第1区分	0~4人	標本層 (都道府県 毎に設定)	第2区分
				第1区分	1~9室

## 3. その他

- ・母集団施設数については、変更前と同様の手法により2026年(令和8年)1月1日時点で母集団名簿を作成するため、層化基準の変更に伴う母集団施設数の影響はない(2026年(令和8年)1月時点では母集団施設は約7万6千施設)。
- ・また、調査対象施設数についても、変更前と同様に、約2万3千施設程度とする。

以上